

一般社団法人北多摩薬剤師会定款施行細則

第1章 総 則

- 第1条 本法定款第6条、10条等に定めるところの会員の入会・退会、第7条等に定めるところの入会金・会費、第3条等に定めるところの事業を執行するにあたっての執行部および委員会の各詳細事項および慶弔、および会員の報酬・出勤費・出張費については本施行細則においてこれを定める。
- 第2条 本法定款第15条、第25条等に定めるところの役員および都薬代議員の選出に必要な事項の詳細は各選考規程として別にこれを定める。
- 第3条 本施行細則の変更、改廃は定款21条第2項に定める規定に準じた決議を経なければならない。

第2章 入会・退会

第4条 【入会手続き等】

[正会員]

- ・ 当会へ入会するにあたり定款第5条第1項に定めるところの正会員資格を希望する者は、規定の正会員入会申込書を当法人理事会に提出すること。
- ・ また各市薬剤師会は、各市薬の入会承認書及び必要に応じて意見書を添えて当法人理事会に提出すること。
- ・ 提出した書類の内容に変更があった場合にはその都度速やかに規定の変更届出書を提出しなければならない。
- ・ なお正会員は定款第5条第3項に定めるように公益社団法人東京都薬剤師会の会員になるものとする。
- ・ 理事会は提出された書類を審査し入会の可否を審査する。
- ・ 理事会で入会を承認された正会員は別に定めるところの入会金を承認された日より1ヵ月以内に当法人へ支払わなければならない。
- ・ 当法人内に同一開設者による複数の事業所がある場合には、そのすべての事業所で正会員がいなければならない。

[賛助会員]

- ・ 当会へ入会するにあたり定款第5条第1項に定めるところの賛助会員資格を希望する者は、規定の賛助会員入会申込書を当法人理事会に提出すること。
- ・ 理事会は提出された書類を審査し入会の可否を審査する。
- ・ 提出した書類の内容に変更があった場合にはその都度速やかに規定の変更届出書を提出しなければならない。

[準会員]

- ・ 当会へ入会するにあたり定款第5条第1項に定めるところの準会員資格を希望する者は、規定の準会員入会申込書を当法人理事会に提出すること。
- ・ 提出した書類の内容に変更があった場合にはその都度速やかに規定の変更届出書を提出しなければならない。

ならない。

- ・ 準会員は、立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市内の事業所に勤務または地区内に居住した場合は、その資格を喪失する。
- ・ 理事会は提出された書類を審査し入会の可否を審査する。

[名誉会員]

- ・ 当会へ入会するにあたり定款第5条第1項に定めるところの名誉会員資格を希望する者は、規定の名誉会員入会申込書を当法人理事会に提出すること。
- ・ また各市薬剤師会は、該当会員の入会申込書に推薦書を添えて当法人理事会に提出すること。
- ・ 提出した書類の内容に変更があった場合にはその都度速やかに規定の変更届出書を提出しなければならない。

第5条 【退会手続き等】

定款第10条に定めるところの退会にあたっては規定の退会届を当法人理事会に提出すること。

但し、退会するときまでの会費は完納されていなければならない。

又、会員が規定の会費の支払いを怠り、催告を受けた後3ヵ月以内に支払わないときは退会したものとみなす。

ただし、理事会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

第6条 【除名】

除名は定款第11条に定めるところの手続きにより行われる。

第3章 会 費

第7条 【入会金】

定款第5条の規定に定めるところの会員のうち、正会員および賛助会員は入会に当たっては別途定めるところの入会金を支払うこととし、準会員および名誉会員は入会金を免除するものとする。

- 2 なお該当正会員が所属している事業所ですでに正会員がいる場合や、その事業所で前正会員の退会に伴う継続しての正会員の入会の場合にも入会金は免除するものとする。
- 3 本会入会金は50,000円とする。
- 4 前章4条にて定めたように理事会で入会を承認された正会員及び賛助会員は別途定めるところの入会金を承認された日より1ヵ月以内に当法人へ支払わなければならないが、分割等を希望する場合にはその旨申請を行い理事会にて検討を行う。

第8条 【会費】

会費は個人会費と事業所会費からなる。

- 2 個人会費は正会員は月額2,000円、賛助会員は月額2,000円、準会員は月額500円とし、名誉会員は会費を免除する。会費は1名ごとに徴収する。
- 3 事業所会費は月額4,000円とし調剤、医薬品の販売などを主たる業務とする薬局・店舗販売業ごとに徴収する。
- 4 新規入会にあたり会費の支払い方法について何らかの希望をする場合にはその旨申請を行い理事会にて検討を行う。

第9条 【特別会費】

本会は災害や新規事業、その他やむを得ない事情にともなう経費の不足を生じた時などには、総会の決議を経て前条に定めた会費の他に特別会費を賦課することができる。

第10条 【会費の免除】

上記名誉会員の会費を免除以外に、会員であつて疾病、傷病その他の事由によって会費の賦課を不相当と認めるものがある時は理事会の決議を経てこれを減免することができる。

第4章 執行部

第11条 【常任理事会】

会長は、理事会の承認を得て常任理事会を設置、招集することが出来る。

- 2 常任理事会の構成員は定款24条及び25条の規定により理事会の決議によって選定された会長及び副会長5名の合計6名とする。
- 3 前項の規定により会長及び副会長を常任理事と称する。
- 4 常任理事は別項に定める常置委員会、臨時委員会の5委員会の監督、指導、補佐、助言等を分担し行う。

常任理事のうち1名以上は顧問税理士及び事務局と常時連絡をとり財務担当業務を行う。

- 5 常任理事会は次のことを検討し理事会に報告、諮問する。
 - ・理事会に提出すべき議案
 - ・各市薬より当会への要望、報告
 - ・その他緊急を要する事項
 - ・常任理事会は原則毎月1回理事会開催の前に開催する。

第12条 【顧問会（市薬会長会）】

会長は、理事会の承認を得て顧問会（別称：市薬会長会）を設置することが出来る。

- 2 顧問会は本法人の基盤の5市薬会長をもって構成する。
- 3 会長は、必要に応じて顧問会（別称：市薬会長会）を招集することが出来る。
- 4 会長は、必要に応じて顧問会（別称：市薬会長会）の内容を理事会に報告する。

第13条 【理事会】

理事会構成員のうち11条に定めた常任理事は5章に定める常置委員会・臨時委員会（特別委員会）の監督、指導、補佐を分担し行う。

- 2 5章に定めた常任理事以外の理事会構成員は別項に定める常置委員会および臨時委員会（特別委員会）の正副委員長（委員長5名、副委員長0～2名以内）業務を各市薬の状況を勘案して分担し行う。
- 3 常置委員会・臨時委員会（特別委員会）の正副委員長は止むおえない場合を除いて兼任はしない。

第5章 委員会

- 第14条 会長は定款第3条に定めた本会の事業を推進するため、常置委員会及び臨時委員会（特別委員会）を設置することができる。

- 2 また13条2項に定めるように常置委員会・臨時委員会（特別委員会）の各正副委員長（委員長各1名、計5名。副委員長各0～2名以内。）は常任理事以外の理事がこれにあたる。

第15条 14条に定める常置委員会及び臨時委員会（特別委員会）は次に掲げる委員会とする。

[常置委員会]

- : 総務委員会
- : 医療保険委員会
- : 学術研修委員会
- : 実習受入委員会

[臨時委員会（特別委員会）]

- : 災害対策特別委員会

- 2 常置委員会は定款に定めた本会の事業を遂行するにあたり常設の必要が認められた委員会で、一方臨時委員会（特別委員会）は臨時の必要性に応じて会長が委嘱設置するもので、その業務が完了したときをもって設置は終了する。
- 3 15条1項に掲げる委員会のほか、会長が必要であると認めた時は総会の決議を経て常置委員会を、また理事会の承認を経て臨時委員会（特別委員会）を設置することができる。

第16条 各委員会の委員長は必要に応じ委員会を招集し、その委員会の議長となり会議を主宰する。また委員長に事故あるときは副委員長がこれを代理する。

- 2 各委員長は委員会の議事報告を理事会に行うものとする。
- 3 各委員会の委員は、正会員、準会員の中から理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

第17条 常置委員会委員の任期は、当会理事の任期2年に準ずるが転勤、離職等の止むおえない事情においてはその限りではない。また2年間の中途における就任もこれを認める。

第18条 特別委員会委員の任期は、その委嘱した事項の業務が完了したときをもって終わる。

第19条 ・委員会の委員にしめる準会員の割合が3分の1を超えてはならない。

第6章 慶弔規定

第20条 [趣旨]

- ・本規定は一般社団法人北多摩薬剤師会（以下「本会」という）の会員の慶弔に関し必要な事項を定める。

[適用範囲]

- ・本規定で定める慶弔の範囲は次の各号に該当する場合とする
 - (1) 会員の殊勲又は褒章に対しては祝金又は記念品を贈る。
 - (2) 会員の結婚に対して祝電を贈る。

- (3) 会員の死亡
- (4) 会員の死亡に対しては香典又は弔慰金及び花輪又は生花を贈る。必要に応じ弔電を贈る。
- (5) 会員の親族の死亡に対しては花輪又は生花を贈る。必要に応じ弔電を贈る。
- (6) その他会長が必要と認めた場合

[適用要件]

- ・本規定に該当する場合であって、本会に届け出又は通知があった場合に本規定を適用する事とする。
但し本人又は家族が望まない場合は本規定を適用しない事ができる。

[慶弔金額等]

- ・慶弔金の金額・記念品等は、会長と事務局・関係市薬会長又は理事会で協議して決定する。
- ・弔時に際し家族からの香典返しは一切必要としない。

[会長専決事項]

- ・この規定によらない慶弔に関する事項は会長の専決事項として処理する事ができる。

第7章 報酬・出動・出張規定

第21条 会員に対する報酬は、次のものとする。

- ・ 出動費 地区内公用で概ね2時間以上出動した場合 3,000円
- ・ 出張費 地区外への公務出張
移動時間を含め概ね5時間以内 5,000円
概ね5時間以上 10,000円
- ・ 宿泊出張 日当 1日につき 10,000円
宿泊費 1泊につき 10,000円

第22条 公務で地区外出張の場合は交通費は実費で支給する。

- ・ 鉄道
- ・ 航空機
概ね片道500kmを超える場合のみ支給する。ただし、緊急時に会長の承認を受けた場合は距離を限定しない。
- ・ 船舶
- ・ タクシーその他の交通機関
タクシーは、他に交通機関が無く、やむを得ない場合に限り利用する。

第23条 出張に当たっては会長の承認を必要とする。また、出張の報告は理事会の承認を得るものとする。

第24条 出張先等での報酬支給があった場合は、当会からの重複支給は行わない。

出張・旅費申請書

平成 年 月 日

会長

市薬名	市薬剤師会		氏名				
出張先							
出張要件							
期間	訪問先			宿泊地			
～							
交通費明細							
月 / 日	区間			摘要(鉄道・航空機等)	金額		
/	～				円		
/	～				円		
/	～				円		
				交通費 合計①	円		
出動・旅費等明細							
出動・出張費				宿泊費			
	単価	数	金額		単価	数	金額
地区内2時間以上	3,000		円	宿泊費	10,000		円
地区外5時間以内	5,000		円				円
地区外5時間以上	10,000		円				円
宿泊出張1日	10,000		円				
出動・出張費 合計②			円	宿泊費 合計③			円
出張先からの支給明細							
月 / 日	名目(出動費、宿泊費、交通費等)						金額
/							
/							
/							
/							
/							
	出張先から支給されている合計④						円
	支払額(①+②+③-④)合計						円

一般社団法人北多摩薬剤師会 役員選考規程

第1条 目的

本会は定款25条の定めにより理事及び監事の選任は社員総会の決議によって行う。また会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 2 そのうち会長は、総会の決議によって推薦のあった次期会長候補者の中から選定することができる。
- 3 前項の次期理事、監事、会長および副会長の選任については、本規定によって行う。

第2条 選挙の倫理

本会会員は、薬剤師としての品位をもって他の会員の名誉を重んじ、公明正大な選挙を行うよう努めなければならない。

第3条 選任する役職の種類および定数

定款24条に定めるところにより理事の定数は6名以上20名以内、監事は定数2名、代表理事である会長は1名とする。また副会長は定款施行細則第4章執行部、11条【常任理事会】に定めるところにより5名とする。

第4条 選挙管理委員会の設置

本会は上記の次期役員候補選出選挙を行うため役員選挙管理委員会をあらかじめ理事会において定められた（役員改選）総会予定日の56～42日前までの間に設置する。

- 2 会長は選挙管理委員会の委員長を正会員の中から指名し、委員長は3名以上5名以内の委員を正会員の中から選出する。
- 3 選挙管理委員の任期は（役員改選）総会における選挙終了後までとする。

第5条 選挙の日程・手続き等

選挙管理委員会は選挙日程を決定し、（次期役員候補選出）総会予定日の28日前までに会員に公示し、また本会事務局内に掲示しなければならない。

- 2 立候補の届出期間は総会予定日の28日前から21日前までの期間とする。
- 3 理事および監事に立候補するものは上記の届出期間中に所定の立候補届出用紙に必要事項を記入して選挙管理委員会に届け出なければならない。（様式第1号・第2号）なお立候補にあたっては理事、監事両方に立候補はできない。
- 4 選挙管理委員会は総会予定日の21日前に届出を締め切ったあと、立候補者一覧（様式第3号）を作成し総会予定日の14日前までに会員に通知しなければならない。
- 5 立候補者一覧の記載順序は届出の順とする。

- 6 選挙運動は第二条に掲げる [選挙の倫理] に則って行わなければならない。
また選挙管理委員会委員は改選総会予定日の28日前の公示日以降に選挙運動を行ってはならない。
- 7 立候補をしたものはその選挙が行われる前日までに立候補辞退届（様式第4号）を選挙管理委員会に届け出て立候補を辞退できる。
- 8 選挙管理委員会は委員の中から互選により選挙立会人を選出する。

第6条 全会員（社員）対象とした事前意向調査の実施

選挙管理委員会は立候補者一覧に基づき会員全員を対象とした書面による無記名の事前意向調査を行う。（様式第5号）

- 2 各会員（社員）は立候補者の中に信任に相当しないと判断する者がある場合には調査票該当欄に×を記入し返信をする。
- 3 会員（社員）は不信任とする者がいない場合にも返信をする。その際×以外の○△等の記入がされた返信は無効とする。
- 4 選挙管理委員会は事前意向調査結果の集計を行い選挙当日まで保管管理をし、総会当日議長の求めに応じ結果を報告する。

第7条 選挙の実施方法

選挙は投票用紙により選ぶべき定数までの連記無記名投票とする。（様式第6号）

- 2 当選には有効投票数の過半数の得票がなければならない。
- 3 立候補者が選ぶべき員数を越えないときは総会の過半数の決議を経て投票を省略することが出来る。
- 4 また議長は選挙管理委員会に対し事前に行われた意向調査の結果報告を求めることができる。
- 5 総会はその報告を踏まえ総会の決議を経て別段の方法にて投票を省略することができる。

第8条 理事会の開催と会長・副会長の選任について

総会は定款25条3項の規定により選出された理事の中から会長候補者の推薦を決議することができる。

- 2 また顧問会（市薬会長会）は（役員改選）総会予定日の28日前までに次期会長候補者1名と各市薬より1名ずつ推薦の副会長候補者計5名（：以下細則11条の規定により常任理事と称する。）について各市薬の代表として協議を行い、次期会長候補については後日開催される総会に対し、また次期副会長候補については理事会に対して書面にて推薦をすることができる。（様式第7号・8号）
- 3 総会にて選出された次期（新）理事はすみやかに理事会を開催し次期会長及び副会長

を選定するが、定款25条の定めによりそのうち会長は、総会の決議によって推薦のあった会長候補者の中から選定することができる。

- 4 副会長については8条2項の定めに基づき顧問会（市薬会長会）より推薦のあった副会長候補者を選定することができる。

第9条 災害時等の対応

本規定各条に定めた手続きを実施するにあたっては、災害時等万止むおえない事情が発生した際には理事会の承認を経て一連の作業を簡素化できるものとする。

第10条 本規定の改廃

本規定の変更、改廃は総会の議決を経なければならない。

[役員選挙行程表]

- 選挙管理委員会** : 56～42日前（8週間～6週間前=2ヵ月～1ヵ月半前）までに
▷▷選挙管理委員会発足。
- 顧問会** : 28日前まで
▷▷会長・副会長候補を協議。後日総会に会長候補を推薦、副会長候補を理事会に推薦。
- 選挙管理委員会** : 28日前までに
▷▷選挙公示（理事・監事選挙）。
- 選挙管理委員会委員** : 28日前以降は ▷▷選挙運動禁止。
- 立候補者** : 28日前～21日前に ▷▷立候補届出期間。
- 選挙管理委員会** : 21日前に届出を締め切ったあと～14日前までに
▷▷立候補者一覧作成、会員へ通知。
- 立候補者** : 21日前～前日までに ▷▷立候補辞退可能期間。
- 選挙管理委員会** : 14日前～ ▷▷事前意向調査実施、集計。
- 総会** : 選挙当日 ▷▷理事・監事選出。
▷▷選出理事の中から会長候補者を理事会に推薦。
- 理事会** : ▷▷選挙後すみやかに会長、副会長を選出。

(様式第1号)

一般社団法人北多摩薬剤師会

理事立候補届出書

平成 年 月 日

一般社団法人北多摩薬剤師会
選挙管理委員会委員長 殿

平成 年度役員選挙において理事として立候補いたします。

(ふりがな)

立候補者 氏名 _____ 印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生 (満 才)

所属市薬 _____

勤務先名称 _____

勤務先住所 _____

勤務先電話番号 _____

[立候補に際しての趣意]

[推薦者氏名]

_____ 印

_____ 印

(様式第2号)

一般社団法人北多摩薬剤師会

監事立候補届出書

平成 年 月 日

一般社団法人北多摩薬剤師会
選挙管理委員会委員長 殿

平成 年度役員選挙において監事として立候補いたします。

(ふりがな)

立候補者 氏名 _____ 印

生年月日 昭和・平成 年 月 日生 (満 才)

所属市薬 _____

勤務先名称 _____

勤務先住所 _____

勤務先電話番号 _____

[立候補に際しての趣意]

[推薦者氏名]

_____ 印

_____ 印

(様式第3号)

一般社団法人北多摩薬剤師会

役員選挙立候補者一覧

平成 年 月 日に実施する一般社団法人北多摩薬剤師会役員選挙において役員立候補者一覧は下記の通りとなります。(届出順・敬称略)

[監事立候補者]

氏名	年齢	所属市薬

[理事立候補者]

氏名	年齢	所属市薬

氏名	年齢	所属市薬

(様式第 4 号)

一般社団法人北多摩薬剤師会

立 候 補 辞 退 届 出 書

平成 年 月 日

一般社団法人北多摩薬剤師会
選挙管理委員会委員長 殿

一般社団法人北多摩薬剤師会（理事・監事）として立候補届出書を提出しましたが、都合により辞退することになりましたのでお届け致します。

届 出 者 氏 名 _____ 印

(様式第 5 号)

一般社団法人北多摩薬剤師会

役員選挙事前調査票

平成 年 月 日に実施する役員選挙において信任しない立候補者がいる場合のみ記入欄に×を記載して下さい。

全員信任の場合このまま投函してください。

[監事立候補者]

記入欄	氏名	所属市薬

[理事立候補者]

記入欄	氏名	所属市薬

記入欄	氏名	所属市薬

(様式第 6 号)

一般社団法人北多摩薬剤師会

役員選挙投票用紙

平成 年度役員選挙において信任しない立候補者がいる場合のみ記入欄に×を記載して下さい。

全員信任の場合そのまま投票してください。

[監事立候補者]

記入欄	氏名	所属市薬

[理事立候補者]

記入欄	氏名	所属市薬

記入欄	氏名	所属市薬

(様式第7号)

一般社団法人北多摩薬剤師会

会長候補者推薦届出書

平成 年 月 日

被推薦者 氏名 _____

所属 _____ 市薬剤師会

上記の者を、一般社団法人北多摩薬剤師会会長候補者として推薦いたします。

一般社団法人北多摩薬剤師会
役員改選総会議長 殿

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

一般社団法人北多摩薬剤師会
顧問会

(様式第 8 号)

一般社団法人北多摩薬剤師会

副 会 長 候 補 者 推 薦 届 出 書

平成 年 月 日

被推薦者 氏名 _____

所属 _____ 市薬剤師会

上記の者を、一般社団法人北多摩薬剤師会副会長候補者として推薦いたします。

一般社団法人北多摩薬剤師会

理事 各位

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

推薦者 氏名 _____ 印 所属 _____ 市薬剤師会

一般社団法人北多摩薬剤師会
顧問会

一般社団法人北多摩薬剤師会 都薬代議員選考規程

第1条 目的

公益社団法人東京都薬剤師会代議員選挙規定により当北多摩選挙区選出の都薬代議員及び予備代議員を選出するための選挙については本規定において定める。

第2条 選挙の倫理

本会会員は、薬剤師としての品位をもって他の会員の名誉を重んじ、公明正大な選挙を行うよう努めなければならない。

第3条 選任する種類および定数

公益社団法人東京都薬剤師会代議員選挙規定に定めるところにより本会選出都薬代議員及び予備代議員の員数は各3名とする。但し本会会長は都薬代議員を兼務する。

第4条 選挙管理委員会の設置

本会は上記の選挙を行うため選挙管理委員会をあらかじめ理事会において定められた選挙予定日の56～42日前までの間に設置する。

- 2 会長は選挙管理委員会の委員長を会長、副会長、監事以外の正会員の中から指名し、委員長は3名以上5名以内の委員を正会員の中から選出する。
- 3 選挙管理委員の任期は選挙終了後までとする。

第5条 選挙の日程・手続き等

選挙管理委員会は選挙日程を決定し、選挙予定日の28日前までに会員に公示し、また本会事務局内に掲示しなければならない。

- 2 立候補の届出期間は選挙予定日の28日前から21日前までの期間とする。
- 3 代議員および予備代議員に立候補するものは上記の届出期間中に所定の立候補届出用紙（様式第1号）に必要事項を記入して選挙管理委員会に届け出なければならない。
- 4 なお立候補にあたっては代議員、予備代議員両方に立候補はできない。
- 5 選挙管理委員会は選挙予定日の21日前に届出を締め切ったあと立候補者一覧（様式第2号）を作成し選挙予定日の14日前までに会員に通知しなければならない。
- 6 立候補者一覧の記載順序は届出の順とする。
- 7 選挙運動は2条に掲げる [選挙の倫理]に則って行わなければならない。
また選挙管理委員会委員は総会予定日の28日前の公示日以降に選挙運動を行ってはならない。
- 8 立候補をしたものはその選挙が行われるまでに立候補辞退届（様式第3号）を選挙

管理委員会に届け出て立候補を辞退できる。

- 9 選挙管理委員会は委員の中から互選により選挙開票立会人を選出する。

第6条 選挙の方法

立候補者が選ぶべき員数を越えない場合でも選挙は行う。

- 2 選挙管理委員会は立候補者一覧に基づき14日前～4日前の期間に会員全員に投票用紙を送付し回収する。(様式第4号)
- 3 各会員は立候補者の中に信任に相当しないと判断する者がある場合には投票用紙の該当欄に×を記入し返信をする。
- 4 会員は不信任とする者がいない場合にも返信をする。その際×以外の○△等の記入がされた返信は無効とする。
- 5 選挙管理委員会は返信された投票結果の集計を行い選挙当日まで保管管理をし、結果を理事会に報告する。
- 6 不信任票が有効投票数の過半数を超えた立候補者は落選となる。
- 7 立候補者が選ぶべき員数を越えた場合には当選者は不信任の少ない立候補者の順とする。
- 8 当選者が員数に達しないときは、理事会において代議員については予備代議員選挙の結果を考慮して当選予備代議員の代議員への繰り上げ当選とするか、再度代議員選挙を行うか協議をおこなう。
- 9 以上の結果をもって理事会は次期代議員・予備代議員を確定し都薬へ報告をする。

第7条 災害時の対応

本規定各条に定めた規則を実施するにあたっては、災害時等万止むおえない事情が発生した際には理事会の承認を経て一連の作業を簡素化できるものとする。

第8条 規定の改廃

本規定の変更、改廃は総会の議決を経なければならない。

[代議員選挙行程表]

選挙管理委員会 : 56～42日前(8週間～6週間前=2ヵ月～1ヵ月半前)までに
▷▷選挙管理委員会発足。

選挙管理委員会 : 28日前までに
▷▷選挙公示(代議員・予備代議員選挙)。

選挙管理委員会委員 : 28日前以降は ▷▷選挙運動禁止。

立候補者 : 28日前～21日前 ▷▷立候補届出期間。

選挙管理委員会 : 21日前(届出を締め切り)～14日前

立候補者 : 21日前～14日前 ▷▷立候補者一覧作成、会員へ通知。
選挙管理委員会 : 14日前～4日前 ▷▷立候補辞退可能期間。
選挙管理委員会 : ▷▷投票用紙送付・回収・集計。
 ▷▷理事会に投票結果報告。

(様式第 2 号)

公益社団法人東京都薬剤師会

代 議 員 ・ 予 備 代 議 員 立 候 補 者 一 覧

平成 年 月 日に実施する(公社)東京都薬剤師会代議員・予備代議員
選挙において北多摩選挙区における立候補者一覧は下記の通りとなります。

(届出順・敬称略)

[代議員立候補者] 定員 3 名

氏 名	年 齢	所 属 市 薬

[予備代議員立候補者] 定員 3 名

氏 名	年 齢	所 属 市 薬

(公社)東京都薬剤師会代議員・予備代議員選挙

北多摩選挙区選挙管理委員会

東京都立川市錦町 2-1-32 山崎 ビル II-201

(様式第 3 号)

公益社団法人東京都薬剤師会

代 議 員 ・ 予 備 代 議 員
立 候 補 辞 退 届 出 書

平成 年 月 日

(公社)東京都薬剤師会代議員・予備代議員選挙
北多摩選挙区選挙管理委員会委員長 殿

公益社団法人東京都薬剤師会（代議員・予備代議員）として立候補届出書を提出しましたが、都合により辞退することになりましたのでお届け致します。

届 出 者 氏 名 _____ 印

(様式第 4 号)

公益社団法人東京都薬剤師会

代議員・予備代議員 投票用紙

平成 年度、北多摩選挙区代議員・予備代議員選挙において信
任しない立候補者がいる場合のみ記入欄に×を記載して下さい。
全員信任の場合このまま投函してください。

[代議員立候補者] 定員 3 名

記入欄	氏 名	所属市薬

[予備代議員立候補者] 定員 3 名

記入欄	氏 名	所属市薬

(公社)東京都薬剤師会代議員・予備代議員選挙
北多摩選挙区選挙管理委員会
東京都立川市錦町 2-1-32 山崎 ビル II-201